

地域除雪支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長浜市内における高齢者世帯およびしょうがい者世帯等の要配慮者世帯等の除雪活動に対して、活動保険の加入を実施することで要配慮者宅の除排雪活動を支援し、地域の見守り支えあいの活動による雪対策の推進を図り要配慮者の冬期生活環境向上を推進します。

(実施対象)

第2条 本事業の実施対象団体は自治会とする。

(被支援世帯)

第3条 この要綱に定める、除雪活動の対象となる世帯は、次の各号に該当する者とする。

- (1)一人暮らし高齢者世帯および高齢者夫婦世帯
- (2)しょうがい者世帯
- (3)その他前各号に準じて自治会長が必要と認める世帯

(内容)

第4条 第1条の目的を達成するため実施する。

除雪活動中の事故および損害賠償に備えた保険の加入

(保険料)

第5条 第4条第1号に規定する保険料は、社会福祉法人長浜市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が全額負担する。

(保険の補償期間)

第6条 第4条第1号に規定する保険の補償期間は、当該年度の12月1日から3月31日までとする。

(申請)

第7条 本事業を実施しようとする自治会は、地域除雪支援事業申請書（様式第1号）に活動従事者名簿を添付して社会福祉法人長浜市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

(報告)

第8条 本事業を実施した自治会は、除雪活動期間終了後、速やかに地域除雪支援事業報告書（様式第2号）を本会会長に提出しなければならない。

(事故の報告)

第9条 除雪活動中に事故が発生したときは、速やかに被害の状況等を本会に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。